観光産業企業年金基金
パンフレット

TIPF 観光産業企業年金基金

観光産業企業年金基金　パンフレット

・はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

❖ 観光産業企業年金基金の概要　・・・・・・・・2～12

１．設立形態・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２．設立母体・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３．基金に加入できる会社等・・・・・・・・・2

４．基金に加入できる方・・・・・・・・・・・2

５．加入メリット・・・・・・・・・・・・・・2～3

６．基金の給付体系の特徴・・・・・・・・・・3

７．仮想個人勘定残高のご説明・・・・・・・・4

８．観光産業企業年金基金の給付の種類・・・4～6

９．年金給付等に必要な費用(掛金)・・・・・6

１０．年金積立金の運用・・・・・・・・・・・6

１１．基金積立金の運用先・・・・・・・・・・6

１２．年金財政の財政検証・・・・・・・・・・7

１３．基金の審議機関・執行機関・・・・・・・7

１４．老齢年金のモデル年金例・・・・・・・8～13

❖ 年金現価率　・・・・・・・・・・・・・・・・・14

はじめに

観光産業企業年金基金は、観光産業で働く人々の夢を未来に繋ぐ企業年金として、加入員等やその遺族の生活の安定と向上を図ることを目的として設立しました。

－平成 27 年 10 月 1 日　厚生労働大臣認可　関基 015783 号－

理事長　一般社団法人日本旅行業協会　蝦名　邦晴

企業年金とは、企業が独自で年金制度を運営し年金を支給していく制度です。
日本の年金制度を建物に比喩すると、日本に居住する人が加入する**1 階部分**の国民年金と、雇用者が加入する **2 階部分**の厚生年金保険があります。観光産業企業年金基金に加入される皆さまは、**3 階部分**の企業年金にあたります。

将来、国の年金制度から、「老齢基礎年金」「老齢厚生年金」が受けられ、観光産業企業年金基金から「老齢年金」を受けることができます。

❖ 観光産業企業年金基金の概要

１．　設立形態　確定給付企業年金（DB）

２．　設立母体　一般社団法人日本旅行業協会・一般社団法人全国旅行業協会

３．　基金に加入できる会社等

一般社団法人日本旅行業協会の会員等
一般社団法人全国旅行業協会の会員等
上記の会員以外の観光産業を運営する会社等

４．　基金に加入できる方

基金に加入できる方は、上記１．の会社に勤務する厚生年金保険に加入している方です（勤務する会社の就業規則に基づく）。

５．　加入メリット

－事業主さま－

①優れた人材の確保
②節税効果
・掛金は、全額損金算入
・退職債務引当金が非課税（社外積立効果）
・年金資産運用益が非課税（時限立法）
③事業主・役員が加入できる
④役員退任慰労金の積立効果（100%損金算入）

⑤国の厚生年金保険と同一掛金ではなく、会社の業績に合った掛金設定ができ、企業年金の給付を退職一時金制度の対象として導入可能

－加入員の皆さま－

①将来受けられる企業年金の年金（一時金）が外部積み立てされているため安心

②加入員の掛金負担はなく、国の年金より多く年金が受けられる

③加入員ごとの仮想個人勘定残高により積立額が分かり、受け取る年金額が計算可能なため、ライフプランが立てやすい

④運用手数料が低額（例えば、個人が投資信託を購入した場合は、購入時手数料、信託財産留保額（運用商品による）、信託報酬の手数料負担あり）

6．　基金の給付体系の特徴

☆　確定給付年金制度

将来の年金額が想定可能な企業年金制度です。

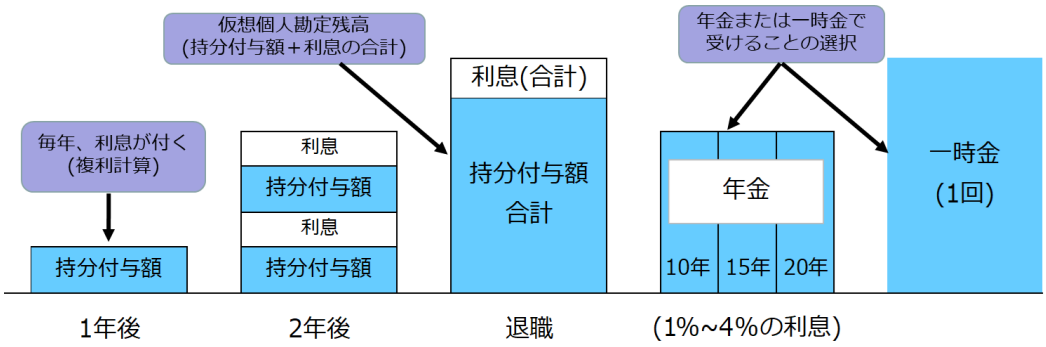

☆　キャッシュ・バランス･プラン

経済(金利)の状況に応じて、加入中の積立額や受給中の年金額が変動する「キャッシュ･バランス･プラン」です。給付原資や年金額には一定の最低保障(1%)があるため、将来の給付額は保証されます。

また、インフレによる年金の目減りが緩和されます。

☆　キャッシュ・バランス･プランによる積立額・年金額の計算

・加入中の積立累計額は国債利回りに連動して決定

・仮想個人勘定残高に加算する利息を計算する率や、金額を計算する際の給付利率が指標利率に連動

・指標利率に用いるのは 10 年国債の応募者利回りで、過去 5 年間に発行された国債利回りの 5 年(暦年)平均値を指標金利として、翌年の 4 月 1 日に改定

☆　指標利率の決め方

<例>

2019/1　・　2020　・　2021　・　2022　・　2023/12

10 年国債　基準日前各 5 年間の平均

2024 年 4 月から 1 年間の指標金利

☆　利息計算に用いる利率

時期	利率	指標金利	改定時期
加入期間 (暦年単位)	上限　4.0% 下限　1.0%	10 年国債の応募者利回り(暦年)の過去 5 年間の平均値を使用	翌年 4 月 1 日に付利率を改定

☆　掛金について

標準給与月額の 98,000 円から 1,390,000 円までの 46 等級区分

標準掛金 1000 分の 12　　事務費掛金 1000 の 3

【例】標準給与月額 300,000 円の加入員の場合

標準掛金　3,600 円（12/1000）

事務費掛金　900 円（ 3/1000）

掛金合計　4,500 円（15/1000）全額会社負担

7．　仮想個人勘定残高のご説明

毎月、標準報酬月額に 1.176%を乗じて得た額に、過去 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均値（下限 1.0%、上限 4.0%）を乗じた額を加算した額です。

8．　観光産業企業年金基金の給付の種類

● 老齢年金

当基金の加入期間が 10 年以上ある方が、65 歳(既に退職されている方は 60 歳)に達したときは、その方の請求により老齢年金が受給できます。

①老齢年金の受取期間

老齢年金の額は、年金支給開始時における仮想個人勘定残高を、請求者自身が選択した受取期間(10 年・15 年・20 年）に応じて定められた率(年金原価率【別表】)で除した額です。

「10 年確定年金」・・・ 9.495(予定利率 1.0%の原価率)
「15 年確定年金」・・・13.900(予定利率 1.0%の原価率)
「20 年確定年金」・・・18.091(予定利率 1.0%の原価率)

②老齢年金の年金額の改定
年金額の改定に使用する利率は、毎年、過去 5 年間に発行された国債利回りの 5 年間(暦年)平均値を指標金利として、翌年の 6 月 1 日に改定します。(下限 1%、上限 4%)

※老齢年金は、年金か一時金のどちらかを選択して請求できます。
老齢年金の支給を受けた後でも、受け取り開始から 5 年以内に下記の事由が発生した場合は、残りの年金額を一時金として請求することもできます。
(1)受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
(2)受給権者がその債務を弁済することが困難であること
(3)受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと
(4)その他、前記の状態に準ずる事情

③年金の支払日及び支払回数
老齢年金の支払日は次の表の区分により、それぞれの支払日にその前月分までを支給します。

金額	支払月	期間
12 万円以上	6 月 1 日 12 月 1 日	前年 12 月分から当年 5 月分 当年 6 月分から当年 11 月分
12 万円未満	6 月 1 日	前年 6 月分から当年 5 月分まで

※支払日が、土･日･祝日の場合は、翌営業日の支給になります。

- 脱退一時金

当基金の加入員期間が 1 年以上 10 年未満で退職した方は、脱退一時金が支給されます。
当基金の加入員期間が 10 年以上で退職した方が、脱退一時金を選択した場合は、老齢年金ではなく、脱退一時金が支給されます。

＊脱退一時金の額
脱退一時金の額は、退職時の「仮想個人勘定残高」になります。

- 遺族一時金

・遺族一時金は、当基金の加入期間が 1 月以上の方が死亡した場合は、遺族に死亡時点の仮想個人勘定残高が遺族一時金として支給されます。
(短期加入者が死亡されて 3 万円に満たない場合は 3 万円の最低保障)
既に退職し、老齢年金を受けている方が死亡した場合は、選択した年金の支給期間の未支給期間に応じて遺族一時金が支給されます。

・脱退一時金、老齢年金の請求をされていない方が死亡した場合は、退職時の仮想個人勘定残高が遺族一時金として支払われます。

*遺族一時金を請求できる遺族

第 1 順位　配偶者(事実上婚姻関係の者を含む)

第 2 順位　子又は父母

9．　年金給付等に必要な費用(掛金)

- 標準掛金

標準掛金は、老齢年金・脱退一時金・遺族一時金の支払事業の費用として、事業主(会社)が全額負担して毎月納めます。
標準掛金の額は、全社員の標準給与総額に 1,000 分の 12 を乗じた額です。

＊　掛金は標準給与月額の 98,000 円から 1,390,000 円までの 46 等級区分

<例>　標準給与月額 300,000 円の加入員の場合

会社負担掛金　4,500 円

(標準掛金 300,000 円×12/1,000=3,600 円)

１０．年金積立金の運用

年金積立金の運用に関する「基本方針」及び「運用管理規程」を基金の代議員会で決定し、この基本方針に沿って運用を行っています。

１１．基金積立金の運用先

年金積立金の運用委託先は、確定給付企業年金法の規定に基づき、信託銀行と年金信託契約を、生命保険相互会社と生命保険契約を、投資顧問会社と投資一任契約（運用指図のみで資産管理は信託銀行が行う）を締結しています。

当基金は、証券会社等を通じて、金融市場において直接売買を行うための厚生労働大臣の認可を取得していませんので自家運用は実施いたしません。

１２．年金財政の財政検証

毎年度の決算（3 月 31 日）時に年金積立金の額が、年金・一時金の支払額（責任準備金の額）に見合うように積み立てられているか検証を行います。

この検証の結果、年金積立金の額が、責任準備金の額から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算することとしています。

また、年金積立金の額が、この基金を解散すると仮定した場合に、解散時点の加入員、年金受給権者及び一時金受給権者に支払わなければならない給付金の額（最低準備金）を下回る場合には、その不足金額を計算します。

13．基金の審議機関・執行機関

- 代議員会（審議機関）

  基金に審議機関として代議員会を設けています。

  代議員は、会社経営陣から選定された方、加入員の互選により当選された方から構成されています。

  基金の事業運営方針、資産運用方針や事業予算・決算、事業計画等について審議します。

- 役員（執行機関）

  基金に、理事長（1 人）、副理事長（1 人）、理事（12 人）、監事（2 人）が就任されています。

  理事の定数は 8 人とし、会社経営陣から選定された方、加入員の互選により当選された方から構成されています。

１４．老齢年金のモデル年金例

- 標準給与月額 300,000 円 –

①加入員期間 10 年で退職した場合、60 歳から受けられる年金額

◇10 年加入し全期間付利率が下限（1%）の場合◇

10 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋１%の利息相当合計額）

＝447,349 円

～10 年有期年金～

年金額　447,349 円÷9.495 注＝47,114 円≒47,100 円

10 年間の年金額　47,100 円×10 年＝471,000 円

付利率 1%　47,100 円×0.01×10 年＝4,710 円

10 年間の受取総額　471,000 円＋4,710 円＝**475,710 円**

～15 年有期年金～

年金額　447,349 円÷13.900 注＝32,183 円≒32,200 円

15 年間の年金額　32,200 円×15 年＝483,000 円

付利率 1%　32,200 円×0.01×15 年＝4,830 円

15 年間の受取総額　483,000 円＋4,830 円＝**487,830 円**

～20 年有期年金～

年金額　447,349 円÷18.091 注＝24,727 円≒24,700 円

20 年間の年金額　24,700 円×20 年＝494,000 円

付利率 1%　24,700 円×0.01×20 年＝4,940 円

20 年間の受取総額　494,000 円＋4,940 円＝**498,940 円**

◇10 年加入し全期間付利率が 2%の場合◇

10 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋2%の利息相当合計額）

＝472,826 円

～10 年有期年金～

年金額　472,826 円÷9.027 注＝52,379 円≒52,400 円

10 年間の年金額　52,400 円×10 年＝524,000 円

付利率 1%　52,400 円×0.02×10 年＝10,480 円

10 年間の受取総額　524,000 円＋10,480 円＝**534,480 円**

～15 年有期年金～

年金額　472,826 円÷12.913 注＝36,616 円≒36,600 円

15 年間の年金額　36,600 円×15 年＝549,000 円

付利率 1%　36,600 円×0.02×15 年＝10,980 円

15 年間の受取総額　549,000 円＋10,980 円＝**559,980 円**

～20 年有期年金～

年金額　472,826 円÷16.433 注＝28,772 円≒28,800 円

20 年間の年金額　28,800 円×20 年＝576,000 円

付利率 1%　28,800 円×0.02×20 年＝11,520 円

20 年間の受取総額　576,000 円＋11,520 円＝**587,520 円**

②加入員期間が 20 年で退職した場合、60 歳から受けられる年金額

◇20 年加入で全期間付利率が下限（1%）の場合◇

20 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋１%の利息相当合計額）

＝941,499 円

～10 年有期年金～

年金額　941,499 円÷9.495 注＝99,157 円≒99,200 円

10 年間の年金額　99,200 円×10 年＝992,000 円

付利率 1%　99,200 円×0.01×10 年＝9,920 円

10 年間の受取総額　992,000 円＋9,920 円＝**1,001,920 円**

～15 年有期年金～

年金額　941,499 円÷13.900 注＝67,733 円≒67,700 円

15 年間の年金額　67,700 円×15 年＝1,015,500 円

付利率 1%　67,700 円×0.01×15 年＝10,155 円

15 年間の受取総額　1,015,500 円＋10,155 円＝**1,025,655 円**

～20 年有期年金～

年金額　941,499 円÷18.091 注＝52,042 円≒52,000 円

20 年間の年金額　52,000 円×20 年＝1,040,000 円

付利率 1%　52,000 円×0.01×20 年＝10,400 円

20 年間の受取総額　1,040,000 円＋10,400 円＝**1,050,400 円**

◇20 年加入で全期間付利率が 2%の場合◇

20 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋2%の利息相当合計額）

＝1,049,199 円

～10 年有期年金～

年金額　1,049,199 円÷9.027 注＝116,228 円≒116,200 円

10 年間の年金額　116,200 円×10 年＝1,162,000 円

付利率 2%　116,200 円×0.02×10 年＝23,240 円

10 年間の受取総額　1,162,000 円＋23,240 円＝**1,185,240 円**

～15 年有期年金～

年金額　1,049,199 円÷12.913 注＝81,251 円≒81,300 円

15 年間の年金額　81,300 円×15 年＝1,219,500 円

付利率 2%　81,300 円×0.02×15 年＝24,390 円

15 年間の受取総額　1,219,500 円＋24,390 円＝**1,243,890 円**

～20 年有期年金～

年金額　1,049,199 円÷16.433 注＝63,847 円≒63,800 円

20 年間の年金額　63,800 円×20 年＝1,276,000 円

付利率 2%　63,800 円×0.02×20 年＝25,520 円

20 年間の受取総額　1,276,000 円＋25,520 円＝**1,301,520 円**

③加入員期間が 30 年で退職した場合、60 歳から受けられる年金額

◇30 年加入で全期間付利率が下限（1%）の場合◇

30 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋１%の利息相当合計額）

＝1,487,347 円

～10 年有期年金～

年金額　1,487,347 円÷9.495 注＝156,645 円≒156,600 円

10 年間の年金額　156,600 円×10 年＝1,566,000 円

付利率 1%　156,600 円×0.01×10 年＝15,660 円

10 年間の受取総額　1,566,000 円＋15,660 円＝**1,581,660 円**

～15 年有期年金～

年金額　1,487,347 円÷13.900 注＝107,003 円≒107,000 円

15 年間の年金額　107,000 円×15 年＝1,605,000 円

付利率 1%　107,000 円×0.01×15 年＝16,050 円

15 年間の受取総額　1,605,000 円＋16,050 円＝**1,621,050 円**

～20 年有期年金～

年金額　1,487,347 円÷18.091 注＝82,214 円≒82,200 円

20 年間の年金額　82,200 円×20 年＝1,644,000 円

付利率 1%　82,200 円×0.01×20 年＝16,440 円

20 年間の受取総額　1,644,000 円＋16,440 円＝**1,660,440 円**

◇30 年加入で全期間付利率が２%の場合◇

30 年目の仮想個人勘定残高（持分付与総額＋2%の利息相当合計額）

＝1,751,794 円

～10 年有期年金～

年金額　1,751,794 円÷9.027 注＝194,061 円≒194,100 円

10 年間の年金額　194,100 円×10 年＝1,941,000 円

付利率 2%　194,100 円×0.02×10 年＝38,820 円

10 年間の受取総額　1,941,000 円＋38,820 円＝**1,979,820 円**

～15 年有期年金～

年金額　1,751,794 円÷12.913 注＝135,661 円≒135,700 円

15 年間の年金額　135,700 円×15 年＝2,035,500 円

付利率 2%　135,700 円×0.02×15 年＝40,710 円

15 年間の受取総額　2,035,500 円＋40,710 円＝**2,076,210 円**

～20 年有期年金～

年金額　1,751,794 円÷16.433 注＝106,602 円≒106,600 円

20 年間の年金額　106,600 円×20 年＝2,132,000 円

付利率 2%　106,600 円×0.02×20 年＝42,640 円

20 年間の受取総額　2,132,000 円＋42,640 円＝**2,174,640 円**

注：年金現価率

❖　年金現価率

残余保証期間	指標利率			
	１．０％	２．０％	３．０％	４．０％
２０年	１８．０９１	１６．４３３	１４．９８８	１３．７２５
１９	１７．２６９	１５．７５６	１４．４３０	１３．２６４
１８	１６．４３９	１５．０６７	１３．８５６	１２．７８５
１７	１５．６０１	１４．３６３	１３．２６４	１２．２８６
１６	１４．７５５	１３．６４５	１２．６５５	１１．７６８
１５	１３．９００	１２．９１３	１２．０２７	１１．２２８
１４	１３．０３６	１２．１６６	１１．３８０	１０．６６８
１３	１２．１６４	１１．４０５	１０．７１４	１０．０８５
１２	１１．２８３	１０．６２８	１０．０２８	９．４７８
１１	１０．３９３	９．８３６	９．３２２	８．８４７
１０	９．４９５	９．０２７	８．５９４	８．１９１
９	８．５８７	８．２０３	７．８４４	７．５０９
８	７．６７１	７．３６２	７．０７２	６．７９９
７	６．７４５	６．５０４	６．２７７	６．０６１
６	５．８１０	５．６２９	５．４５８	５．２９４
５	４．８６６	４．７３７	４．６１４	４．４９６
４	３．９１２	３．８２７	３．７４５	３．６６６
３	２．９４８	２．８９８	２．８５０	２．８０３
２	１．９７５	１．９５１	１．９２８	１．９０５
１	０．９９３	０．９８５	０．９７８	０．９７１
０	０．０００	０．０００	０．０００	０．０００

（注）残余保証期間に１年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

Ａ年Ｂ月の率＝Ａ年の率＋｛（Ａ＋１）年の率－Ａ年の率｝×Ｂ÷１２

（小数点第３位未満四捨五入）

～お問い合わせ先～

観光産業企業年金基金

http://www.kankosangyo-nenkin.org/

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ１階

TEL 03-6380-8659　FAX 03-5275-8145

〈最寄り駅〉

ＪＲ	市ヶ谷駅　徒歩 10 分	
都営線・東京メトロ	市ヶ谷駅 4 番出口より	徒歩 10 分
東京メトロ	麹町駅 6 番出口より	徒歩 5 分